

# 調布市 市民参加プログラム

～ “参加” と “協働” のまちづくりを進めるために ～

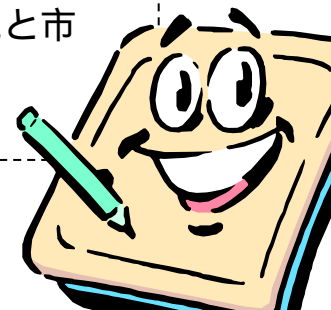
## - 本 編 -

本プログラムは...

市民のみなさんの知恵と力を活かす

“参加” と “協働” によるまちづくり

を实践するうえでの約束事と取り組み方を示しています。この手引書を市民と市がお互いに共有しながら，市民参加の第一歩として位置づけ，推進していきます。



# はじめに...

~まず、共通の認識を築きましょう！~



# 市民参加と協働の必要性

## 『市民参加』と『協働』ってなぜ必要？

市民が主役のまちづくり

市民ニーズを反映した  
地域性を活かした独自のまちづくり  
の実現

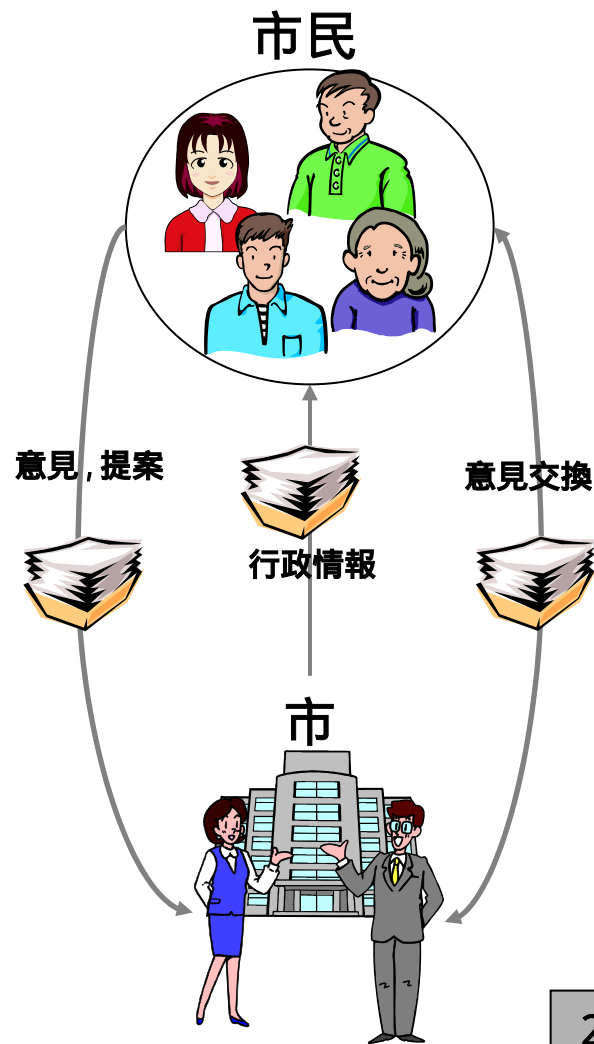
地方分権一括法  
の施行

自己決定範囲  
の拡大

特色のある  
行政運営へ

市民ニーズの  
多様化・高度化

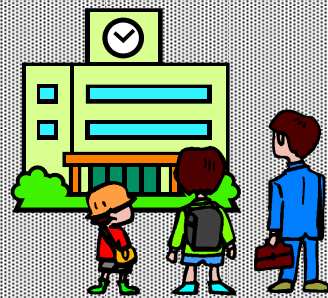
自治への関心



# 市民参加プログラムにおけることばの使い方 『市民』って誰をさすの？

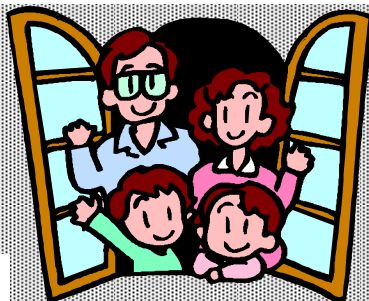
市内に住所を有する者，市内に勤務する者，市内の学校に通学する者，市内に事務所または事業所を有する団体等とします。  
ただし，市民参加の対象とする施策の内容や採用する市民参加手續によっては，その施策に対して興味や関心のある人を含む等，広い解釈をする場合もあります。

## 調布市民とは...



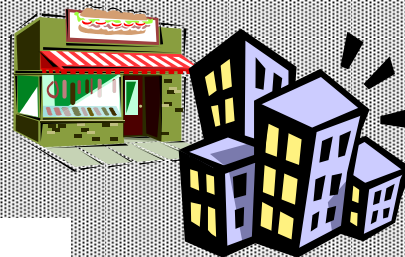
市内に  
通学している人

市内に  
住んでいる人



市内に  
通勤している人

市内の  
事務所，事業所



# 市民参加プログラムにおけることばの使い方

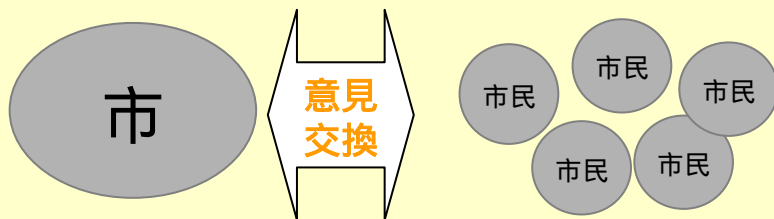
## 『市民参加』と『協働』って何？

『“参加”と“協働”によるまちづくり』は，“市が実施すべきこと”にさまざまな形態で市民が係わりながら，まちづくりを進めていこうという考え方です。

### 参加

市のさまざまな行政活動（構想・計画段階から実施，評価に至るまで）に関して，自らの権利と義務を自覚しながら意見や考えを述べること。

施策によっては，実際の行動を伴う場合もあります。



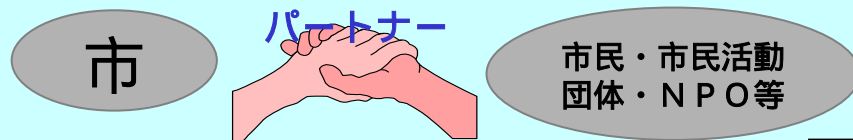
### 協働

市民・市民活動団体・NPO等と市が対等の立場に立ち，共通の目標に向かってそれぞれの役割と責任を自覚し，お互いが協力しあって取り組むこと。

なお，意見が異なった時に，お互いの意見を尊重し合意形成に努めることが協働を進めるうえで重要なことと考えます。

#### パートナーシップのルール

- お互いが対等の立場に立つこと
- お互いの自主性を尊重すること
- お互いに相互理解に努めること
- お互いに目的を共有すること
- お互いに情報の共有と提供に努めること
- お互いに対話の場づくりに努めること



# 第1章

## 市民参加手続の実践による 市民参加の推進



# 市民参加プログラムにおけることばの使い方 『市民参加手続』って何？

行政活動に、  
市民の意見を反映するための  
多種多様な **市民参加の手法の総称**

たとえば・・・

審議会

委員会

シンポジウム

公開討論会

ワークショップ

公募

アンケート方式

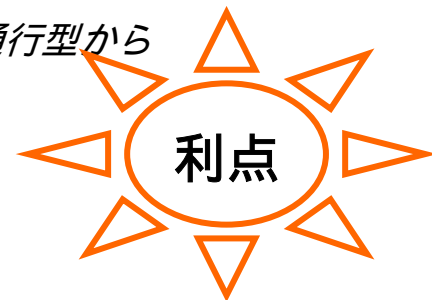
意見提出手続き  
(パブリックコメント)

...等

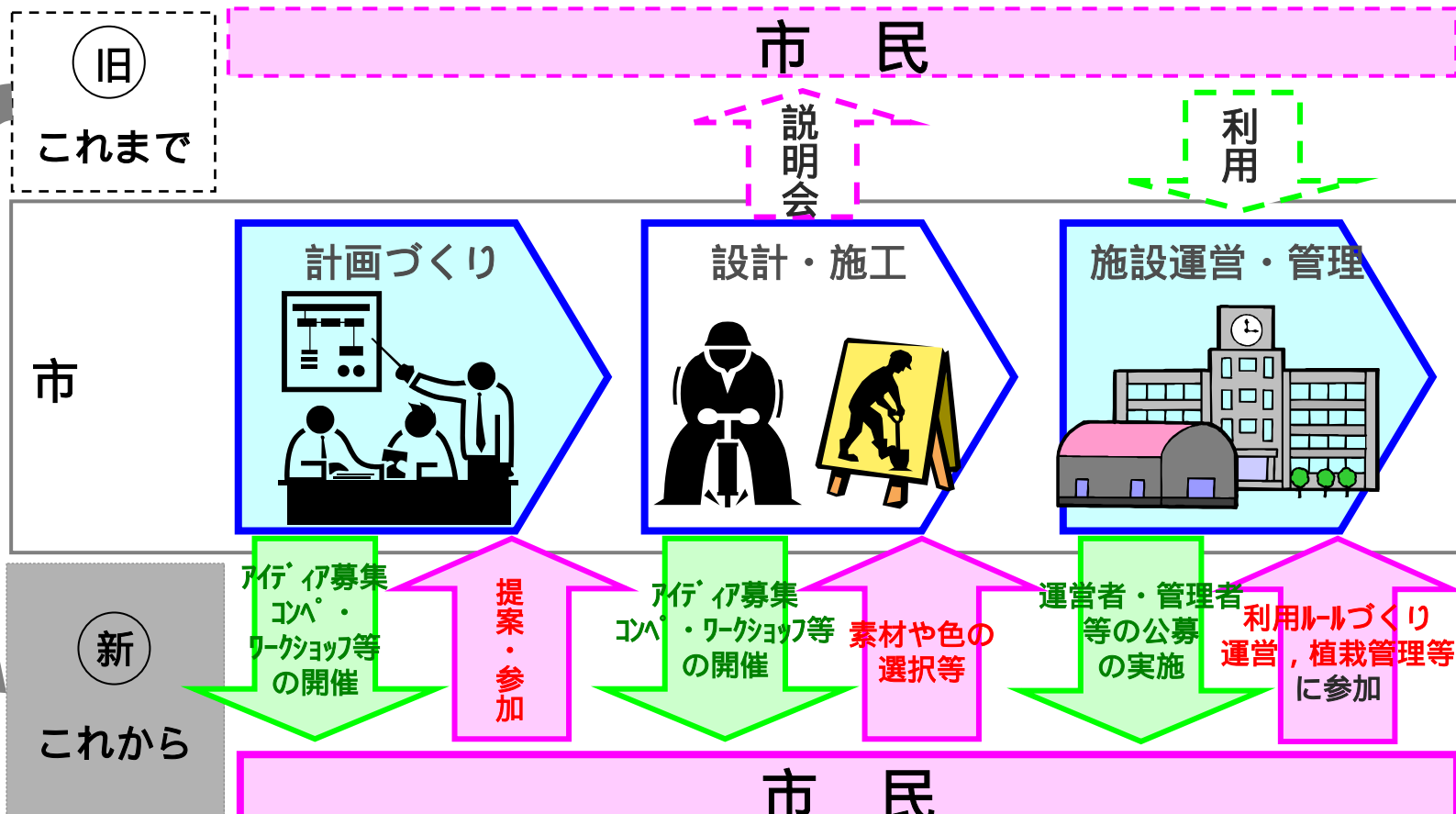
行政活動とは... 構想・計画段階から実施，評価に至るまでの活動のこと

# これまでとはどう違うの？

市民と市とが意見等を交わす機会が増え，“市 市民”といった一方通行型から“市 市民”といった 双方向型へ変化します！  
議論しながら，市民と1歩1歩進めていきます！  
全庁的に一定のレベルで着実に市民参加が推進できるようになります！



## 例) 公共施設ができるまで...





## 事業・テーマは何？

以下に掲げる行政活動を実施しようとする時は、  
市民参加手続きを**実践**していきます。

**ルール**

1

市の**基本計画等**の基本的事項を定める計画等の策定または改定

2

市の基本的な**条例**の制定改廃に係わる案の策定

3

市民に義務を課し、または権利を制限する**条例**の制定改正に係わる案の策定

4

広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす**制度**の導入または改廃

5

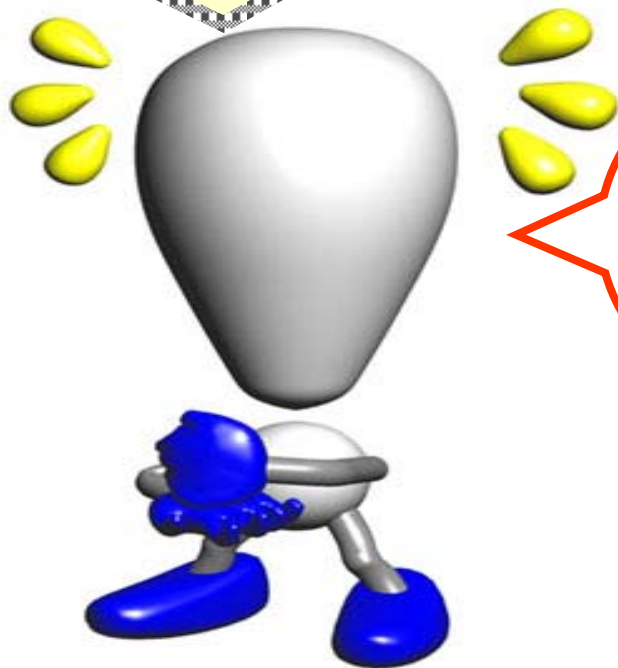
**大規模な公共施設**の設置に係わる基本計画等の策定及び運営に関する方針の決定または変更

上記の5つの場面は、市として市民参加を取り入れなければならない施策・事業とします。上記以外でも、市民の関心が高いテーマや市民の暮らしに身近なテーマなどに市民参加手続きを実践していく場合があることは言うまでもありません。

# 内容に応じた適切な時期に実施します！

市民の皆さんからの意見を検討して，行政活動に反映させるには，概要が決定してからの参加ではなく，

**構想段階** からの参加が**大切**な場合もあります



施策や事業の性格により，一律に定めておくのは困難であるため，内容に応じて適切な時期に実施していきます。

# 機会を拡大していきます！

市民参加を求める場合には多種多様な市民参加手続（6ページを参照）のうちから、できるだけ多くの市民が意見等を提案しやすい方法を選択していくことで、広範な市民の意見を施策に反映していきます。

これまで

更に加えて

これから

多くの市民参加手続は、直接会議等に出向かなければならないなど、参加していただける市民にも限りがありました。

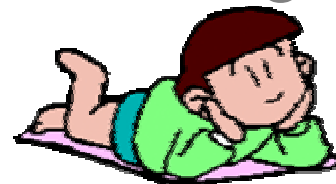
（例えば、委員会等の構成員は、学識経験者を除いては、推薦、団体代表がほとんど）

市民がいつでも・どこでも・だれでも参加しやすい市民参加手続を実施していきます。

たとえば、意見提出手続（パブリックコメント）は仕事や家事等で多忙な市民も、期間中であれば意見を述べる機会が増えます！

詳細は資料編（15・16ページを参照してください。）

どのように会議  
が行われている  
のだろう...



ルール

**特に！** 委員会方式については、以下に示す約束事のもと、実施をしていきます！

# 機会を拡大していきます！

## 委員会方式の約束事！

### 1 市民公募委員を拡大 します

特別な事情がない限り、合理的な範囲で公募による市民を採用していきます。

公募及び選考基準は、その都度定めていきます。

選考基準は明確にし、男女比に配慮するよう努めていきます。

### 2 重複委員を縮小 します

地域の様々な立場の市民がメンバーに加わり、多様な立場から審議等をしていきます。

同じ人が複数の委員会等のメンバーとして重複や再任することを避けるなど配慮をしていきます。

毎年度、委員会等ごとに委員の名簿を作成し、全庁的なとりまとめを行っていきます。

### 3 会議を公開 します

会議の開催日程、議題や会議録等を公表し、会議の透明性を高めていきます。

より多くの市民に会議等を傍聴していただくため、十分に傍聴席を確保し、会議の資料及び傍聴しやすい時間帯に会議を開催するなど、工夫していきます。

(ただし、審議の内容により、会議の非公開や会議録を公表しないなど、一定のルールを定めていきます。)

# 情報を公表します！

市民への適切な情報を提供することにより、  
適正な判断と有効な意見・知恵を施策に反映します。

## 市民参加手続をとる事業 の実施予定及び実施状況の公表

市

実施予定について、内容が決定次第なるべく早い段階(可能な限り年度当初)で公表していきます。

### 情報の共有化

市民

公表された内容について、事前に学習するなど、検討のための準備をします。

### < 公表する事項 >

対象とする内容  
対象としている施策等について、すでに原案がある場合はその内容  
日時及び場所  
市民参加手続に参加できる市民の範囲と具体的な方法  
その他必要事項

### < 公表の方法 >

市の発行する広報誌  
市の窓口(公共の施設を含む)での供覧または配布  
印刷物、刊行物の配布  
ホームページへの掲載  
ケーブルテレビ・ラジオ等のメディアの活用  
市内の掲示板への掲示

# 第2章

## 市民からの提案等 による市民参加の推進



# 日常的に市民意見を把握します！

市民参加手続を実施しただけでは、  
**市民の意見を  
十分に把握するのが難しい**  
場合もあります。

意見を提案したいが、どの  
部署に話したらいいの？

市の活動に意見や提案等を行いたいのですが...



したがって

## 日常的な市民意見 の把握

市民参加手続の実践だけでなく、日常的に市民意見の把握に努め、コミュニケーションを図っていきます。

### 具体的な方法

市長へのはがき  
ふれあいトークング  
インターネットを利用したメール  
担当窓口(相談窓口含む)へ来  
庁または電話  
市民フォーラム・地区協議会等  
からの提案 他

市民からの様々な意見等は、  
とても**貴重な財産**です。

まちの将来像  
「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」

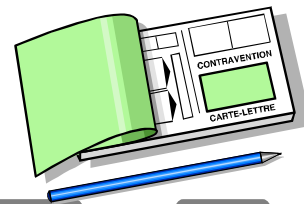
実現するために



## 貴重な意見の取扱い

1 効果的に収集します。

2 意見の取扱い  
過程を記録します。



意見の  
収集

検  
討

対  
応

結  
果

3 市民に公表します。

### 具体的な方法

提案された市民に直接状況を報告  
市の発行する広報誌  
ホームページへの掲載 他



# 第3章

## 市の行政活動における 市民・市民活動団体・NPO等との 協働の推進



# なぜ，“協働”の取り組みが必要なのでしょうか？

## 協働とは・・・

市民・市民活動団体・NPO等と市が対等に立ち、共通の目標に向かってそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いが協力しあって取り組むこと。

再度注目

### 効果1

#### 市民の多様なニーズへの対応

市民の多様なニーズへの対応は、市のもつノウハウや人員等の資源だけでは対応できない状況にあります。

市の施策について市民・市民活動団体・NPO等と協働しながら、市とは異なるノウハウや情報、経験・人材、機動力等をもっており、この力を活用することで、市民のニーズに応えていくことができます。



### 効果2

#### 市の体質改善

高度化・高質化したサービス提供が求められている中、市民・市民活動団体・NPO等と協働することにより、市と異なる仕事の進め方や考え方等、違った視点からみることができ、職員の意識や事業のあり方などを変えていく機会を得ることができます。



# 協働のパートナーに支援します！

市として、協働パートナーの育成や協働事業に取り組む意思のある団体を応援します！

協働パートナーになるための

## 育成支援

協働パートナーとしての知識や活動力を高めるとともに、組織としての体制を整えるなど、協働パートナーとして活躍できる基盤づくりの支援を行っていきます。

### 支援策

1. 講師・スタッフ等の紹介
2. 行政情報の提供
3. 活動の場の提供
4. NPO法人等の設立に関する相談

協働パートナーとしての

## 実践活動を促す支援

協働パートナーとして、より自立した活動が可能になるような支援を行っていきます。

### 支援策

1. 団体間のコーディネート
2. ボランティア団体等のデータベースの作成・公表
3. 専用ホームページを活用した情報交換ならびに広報機関誌の作成

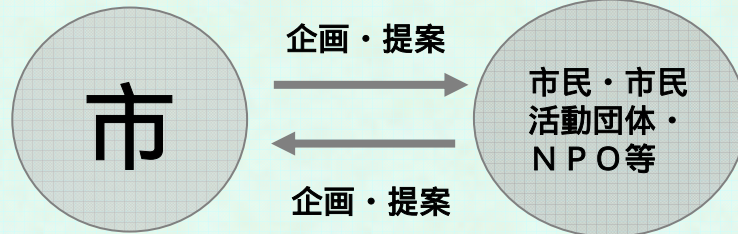
# 協働のパートナーに支援します！

## 協働事業の企画提案の機会づくり

～ より一層活躍できる場面を築くために ～

協働のパートナーの主体性  
や自主性を尊重しながら活動  
しやすい環境づくりを進めて  
いきます。

協働に関する研修・講座等を開催し、職員の協働に関する理解を深めることにより、さまざまな場面に応じた企画・提案ができる機会を提供していきます。

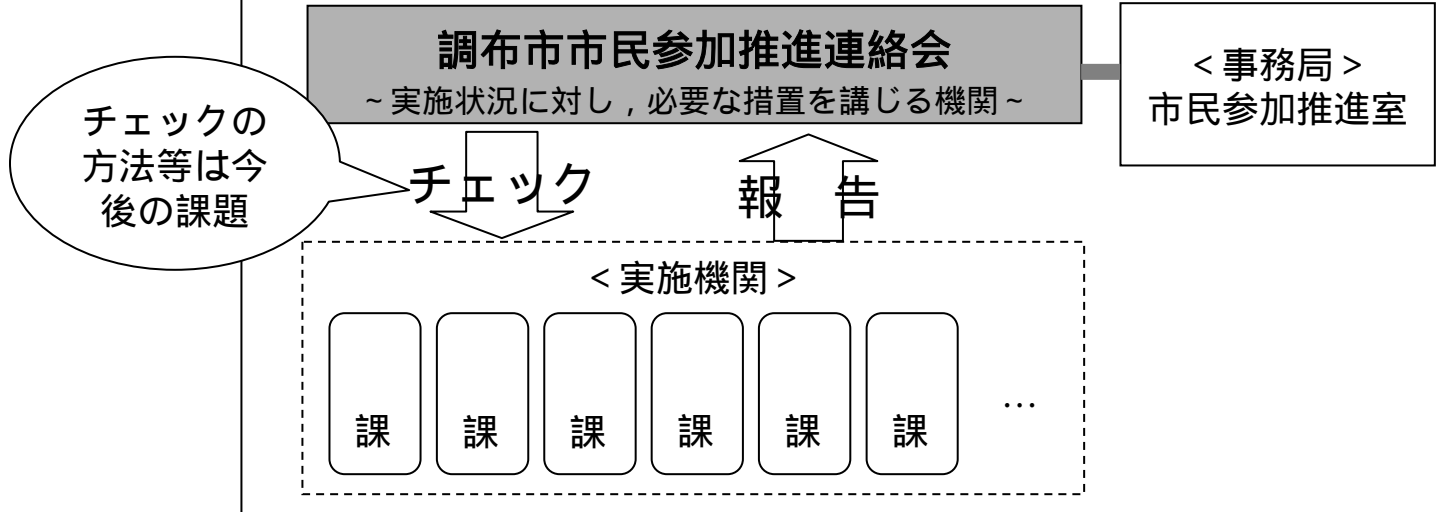


# おわりに...

~ 全庁的な取り組みを定着させるために... ~



# 庁内の推進体制は？



# ～ 確実に推進していくために ～

職員間の共通な理解と意識のもとに  
推進するために...

## 実践状況の確認

継続的な推進を図るために、定期的実践状況を確認する方法を検討する必要があります。行政評価との連動など、チェックシートなどの検討もあわせて進めていきます。

## マニュアルの作成

実施する担当課によって、異なる認識や実施方法では市民に混乱を招きます。全ての職員が共通の認識のもと、確実に推進するためには、本プログラムよりも詳細な手順や決まりごとなどを明記したマニュアルを作成していきます。さらに、この内容を職員に定着させるための研修等も実施していきます。

登録番号

(刊行物番号)

2004 - 116

---

調布市市民参加プログラム  
- 参加と協働のまちづくりを進めるために -  
プレゼンテーション版(本編・資料編)

---

発行日 平成16年11月  
発行 調布市  
編集 生活文化部 市民参加推進室  
〒182-8511 調布市小島町2-35-1  
0424-81-7036  
印刷 庁内印刷